

## 令和8年度「土砂災害防止月間」実施要領

### 1 目的

我が国の土砂災害による人命、財産の被害の状況にかんがみ、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進することにより、土砂災害の防止に対する国民の理解と関心を深め、土砂災害による人命、財産の被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

### 2 期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

（かけ崩れ防災週間：令和8年6月1日（月）から7日（日）まで）

### 3 主催

国土交通省、都道府県

### 4 後援（予定）

内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人全国治水砂防協会、一般財団法人砂防・地すべり技術センター、一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構、NPO法人土砂災害防止広報センター、全国地すべりがけ崩れ対策協議会、一般社団法人斜面防災対策技術協会、一般社団法人建設広報協会、砂防ボランティア全国連絡協議会

### 5 運動のテーマ

みんなで防ごう土砂災害

## 6 重点事項

国土交通省では、平成26年8月豪雨による土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務付けた。また、平成28年8月の台風10号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付ける等の措置を講じた。

平成29年7月九州北部豪雨では局地的・集中的に多量の流木を伴う土砂災害が発生したほか、平成30年7月豪雨では広島県や愛媛県等西日本を中心とした長雨によって、昭和57年以来最大の発生数となる土砂災害が広域に発生し、土砂と洪水の同時氾濫による土砂・洪水氾濫は社会インフラにも甚大な被害をもたらした。令和元年10月の東日本台風に伴う豪雨では、東日本を中心に広域にわたり土砂災害が発生し、台風により発生した土砂災害の中では最大の土砂災害発生件数を記録した。令和6年1月の令和6年能登半島地震では、石川で最大震度7を観測し、石川県内を中心に450件を超える土砂災害が発生するとともに、能登半島地域において多数の河道閉塞が形成されるなど甚大な災害となった。さらに、同年9月20日からの大雨では、復興途上にあった令和6年能登半島地震の被災地において再び多数の土砂災害が発生した。

このように近年頻発する甚大な土砂災害では、多くの自治体で土砂災害警戒情報や避難勧告等が発表された一方、住民が声をかけ合う等の地域の共助により難を逃れた例もあったが、逃げ遅れによる人的被害が多数発生した。また、砂防施設が被害を防いだ事例はあったものの、人的被害が発生した箇所多くは砂防施設が未整備であった。このように、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、住民主体の防災対策への転換が必要である。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成する必要がある。

こうした現状を踏まえ、普段から行政や自治体、住民、関係機関等がそれぞれの役割において連携し、土砂災害警戒区域等の認識共有を徹底のうえ、地域の防災力の向上や未然の防止策に全力で取り組むことが重

要である。

そのため、令和8年度「土砂災害防止月間」においては、以下の事項に重点を置いて実施するものとする。

- (1) 土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事実施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施
- (2) 様々な手法を活用した土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所への周知徹底と土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に対する理解促進
- (3) 住民自身が的確な避難行動をとるため、ハザードマップ等を活用し、土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所や避難場所・避難経路の周知、確認及び点検の実施
- (4) ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、防災訓練や防災教育の実施及びこれらを通じた防災リーダーの育成
- (5) レベル4土砂災害危険警報という名称で発表される土砂災害警戒情報の理解促進、発表された場合の都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認
- (6) 大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達体制の確認、理解促進
- (7) 防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び避難確保計画作成や避難訓練実施をはじめとする警戒避難体制の整備促進
- (8) 砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施
- (9) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底
- (10) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底
- (11) 住宅部局と連携し、住宅の土砂災害対策改修や安全な区域への移転に関する支援制度の活用促進及び住民等への周知

## 7 主な実施内容

- (1) 土砂災害防止「全国の集い」の開催  
滋賀県において、土砂災害防止「全国の集い」を令和8年6月11日（木）に、現地研修会を令和8年6月12日（金）に実施する。

(2) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体を表彰する。

(3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰

全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰する。

(4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施

1) 都道府県、市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEBサイト等への掲載など様々な手法を活用し、ハザードマップ又は基礎調査結果の公表や警戒避難の好事例の紹介等、土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に関する啓発等の広報活動を行う。

2) 郵便局、道の駅、商業施設等との連携による広報や新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施する。

(5) 土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施

ハザードマップや現地表示看板等を活用して、土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所及び避難場所・避難経路等について住民等に周知する。その際、住民自身による適時・的確な避難を促すため、近年の土砂災害の実態や土砂災害の前兆現象等についても併せて説明する等、住民等の土砂災害の危険性に対する理解を深めるよう留意する。

また、土砂災害の実態等を踏まえ、住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、施設管理者、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施する。

防災部局等と連携して土砂災害に対する避難の安全性について確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直しや、立退き避難を基本としつつ、定められた避難所への避難が困難になった場合に備え、近隣のより安全な場所へ避難をする等の「次善の策」の検討を行う。

(6) 令和8年度「土砂災害・全国防災訓練」の実施

近年頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、土砂災害発生時に関係機関で円滑に情報共有を図るための防災訓練を実施するよう促す。更に、情報の確認や早期避難等の自助の取り組みを推進するとともに、地域で避難する共助の取り組み（家族や住民同士、要配慮者を含め支援が必要な方に対する早めの避難の声かけ等）を構築するべく、防災体制

強化のための啓発活動や訓練等を地域単位で実施し、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図る。

(7) 住民、教育関係者、小・中学生・高校生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や的確な避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催する。砂防ボランティア等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施する。また、これらの活動を通じて、防災リーダーの育成及び将来の担い手確保を図ること。

(8) インフラツーリズムやSNSを活用した情報発信等

土砂災害を未然に防止する為のハード・ソフト両面の取組について、防災講演会、インフラツーリズム、現地見学会及びSNSによる情報発信等、幅広く広報する。

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設の警戒避難体制の整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握する。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、警戒避難体制の更なる充実・強化を図る。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡視点検及び安全利用に資する点検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施する。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施する。

(11) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底

中長期的な担い手の育成・確保を行い、継続的な砂防関係工事の実施や現場の実態や課題の継続的な把握を行う。また、安全施工管理の技術をより一層向上させる事を目的に全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会を6月に実施するとともに、災害が発生した場合に備えた遠隔施工等を活用した応急対策実施体制の確認を実施する。